社会福祉法人○○○会　評議員候補者推薦書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 氏　名 | 生年月日 | 住所 | 経歴・現職 | 推薦理由 | 欠格事項 | 兼職関係 | 特殊関係 | | |
| 評議員 | 役員 | 租特令 |
| １ |  |  |  |  |  | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |
| ２ |  |  |  |  |  | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |
| ３ |  |  |  |  |  | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |
| ４ |  |  |  |  |  | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |
| ５ |  |  |  |  |  | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |
| ６ |  |  |  |  |  | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |
| ７ |  |  |  |  |  | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |

社会福祉法人○○○会　役員候補者推薦書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | № | 氏　名 | 生年  月日 | 住所 | 経歴・  現職 | 推薦理由 | 要件該当  状況(注) | 欠格  事項 | 兼職  関係 | 特殊関係 | | |
| 評議員 | 役員 | 租特令 |
| 理事 | １ |  |  |  |  |  | １・２・３ | 該当なし  該当あり |  | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |
| ２ |  |  |  |  |  | １・２・３ | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |
| ３ |  |  |  |  |  | １・２・３ | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |
| ４ |  |  |  |  |  | １・２・３ | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |
| ５ |  |  |  |  |  | １・２・３ | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |
| ６ |  |  |  |  |  | １・２・３ | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |
| 監事 | １ |  |  |  |  |  | ４・５ | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |
| ２ |  |  |  |  |  | ４・５ | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり | 該当なし  該当あり |

（注）要件該当状況は次のとおり。

　　【理事】１　社会福祉事業の経営に関する見識を有する者　　　　　　　　　　　　　　　　　【監事】４　社会福祉事業について識見を有する者

　　　　　　２　当該社会福祉法人が行う事業の区分における福祉に関する実情に通じている者　　　　　　５　財務管理について識見を有する者

　　　　　　３　当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

※　理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに決議を行う。

（平成12年12月１日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長ほか通知「社会福祉法人の認可について（通知）」別紙２ 社会福祉法人定款例第13条第３項）

※　評議員の選任に関しては、各法人の評議員選任・解任委員会運営規則により行うが、理事又は監事の選任決議と同様に、各候補者ごとに決議を行うことが望ましい。